

緑化基準

次の敷地面積区分に応じた緑化基準(屋上緑化及び壁面緑化を含む。)を満たすこと。ただし、法定建ぺい率が90%を超える敷地については、次の算定式における法定建ぺい率を90%とする。

敷地面積が100㎡以上1,000㎡未満の場合。ただし、敷地の使用、周囲の状況その他の理由により、次の基準の適用が困難な場合は、この限りでない。

緑化面積は、次のアからウまでのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア 敷地面積 × (1 - 法定建ぺい率) ×

イ 敷地面積 × (1 - 0.8) ×

ウ (敷地面積 - 建築面積) ×

敷地面積	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 1,000㎡未満
	0.1	0.2	0.25

敷地面積が1,000㎡以上の場合

緑化面積は、ア又はイのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア (敷地面積 - 建築面積) × 0.3

イ {敷地面積 - (敷地面積 × 法定建ぺい率 × 0.8)} × 0.3

(注) 緑化面積の算出は、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)に基づく緑化計画書制度における算出方法による。